

新	旧
<p>(意見の聴取)</p> <p>第四条 法第九条第三項及び第八項（これらの規定を法第十条第四項、法第四十五條第二項、法第八十八條第一項から第三項まで、法第九十條第三項及び法第九十條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取の請求は、文書によらなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の意見の聴取並びに法第四十六條第一項及び法第四十八條第十五項の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行うことによつて生ずる意見の聴取を受ける者に係る費用は弁償しない。</p> <p>(公聴会)</p> <p>第四条の二 法第九条第四項（同条第八項、法第十条第四項、法第四十五條第二項、法第八十八條第一項から第三項まで、法第九十條第三項及び法第九十條の二第二項において準用する場合を含む。第四条の四において同じ。）、法第四十六條第一項及び法第四十八條第十五項の規定による公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、知事が指名する職員とする。</p> <p>2 主宰者は、必要があると認めるときは、公聴会に参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>(代理人)</p> <p>第四条の三 法第四十六條第一項又は法第四十八條第十五項に規定する利害關係を有する者は、あらかじめ知事に届け出て公聴会に代理人を出頭させることができる。</p> <p>(補佐人等)</p> <p>第四条の四 意見の聴取を受ける者（代理人も含む。以下「被聴取者」という。）は、あらかじめ知事に届け出て、法第九條第四項の規定による公聴会にあつては補佐人、法第四十六條第一項又は法第四十八條第十五項の規定による公聴会にあつては証人又は自己に有利な参考人を出席させることができる。</p>	<p>(意見の聴取)</p> <p>第四条 法第九条第三項及び第八項（これらの規定を法第十条第四項、法第四十五條第二項、法第八十八條第一項、第二項及び第三項、法第九十條第三項並びに法第九十條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取の請求は、文書によらなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の意見の聴取並びに法第四十六條第一項及び法第四十八條第十四項の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行うことによつて生ずる意見の聴取を受ける者に係る費用は弁償しない。</p> <p>(公聴会)</p> <p>第四条の二 法第九条第四項（同条第八項、法第十条第四項、法第四十五條第二項、法第八十八條第一項、第二項及び第三項、法第九十條第三項並びに法第九十條の二第二項において準用する場合を含む。第四条の四において同じ。）、法第四十六條第一項及び法第四十八條第十四項の規定による公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、知事が指名する職員とする。</p> <p>2 主宰者は、必要があると認めるときは、公聴会に参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>(代理人)</p> <p>第四条の三 法第四十六條第一項又は法第四十八條第十四項に規定する利害關係を有する者は、あらかじめ知事に届け出て公聴会に代理人を出頭させることができる。</p> <p>(補佐人等)</p> <p>第四条の四 意見の聴取を受ける者（代理人も含む。以下「被聴取者」という。）は、あらかじめ知事に届け出て、法第九條第四項の規定による公聴会にあつては補佐人、法第四十六條第一項又は法第四十八條第十四項の規定による公聴会にあつては証人又は自己に有利な参考人を出席させることができる。</p>

(許可申請書)

第七条 施行条例第五十条の四第二項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書（別記第三号様式）を知事に提出しなければならない。

2 省令第十条の四第一項及び第四項に規定する許可申請書並びに前項の許可申請書には、省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図その他必要な資料のほか、次の各号に掲げる区分に**応じ**、当該各号に定める図書を添付しなければならない。

一 次に掲げる許可の申請をする場合その他知事が必要と認める場合 省令第一条の三第一項に規定する日影図

イ 法第四十八条第一項から**第九項**までのただし書及び**第十一項ただし書**（法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可

ロ 法第五十五条第三項各号の規定による許可

ハ 法第五十六条の二第一項ただし書の規定による許可

ニ 施行条例第五十条の四第二項ただし書の規定による許可

三 省令第十条の四第一項に規定する許可関係規定による許可、同条第四項に規定する工作物許可関係規定による許可及び施行条例第五十条の四第二項ただし書の規定による許可を受けた事項の範囲内において許可を受けた内容を変更しようとするときは、設計変更申請書（別記第五号様式）に省令第十条の四第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の通知書又は許可通知書（別記第三号様式）及び変更図書を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、施行条例第五十条の四第二項ただし書の規定による許可をするときは許可通知書により、前項の規定による承認をするときは設計変更承認通知書（別記第五号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(児童福祉施設等の指定)

第十三条の四 施行条例第四十条の二の規則で定める児童福祉施設等で避難困難者が入所する施設は、次の各号に掲げるものとする。

一 **児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する乳児院、障害児入所施設及び児童心理治療施設に限る。）**

(許可申請書)

第七条 施行条例第五十条の四第二項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書（別記第三号様式）を知事に提出しなければならない。

2 省令第十条の四第一項及び第四項に規定する許可申請書並びに前項の許可申請書には、省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図その他必要な資料のほか、次の各号に掲げる区分に**応じて**、当該各号に定める図書を添付しなければならない。

一 次に掲げる許可の申請をする場合その他知事が必要と認める場合 省令第一条の三第一項に規定する日影図

イ 法第四十八条第一項から**第八項**までのただし書及び**第十項ただし書**（法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可

ロ 法第五十五条第三項各号の規定による許可

ハ 法第五十六条の二第一項ただし書の規定による許可

ニ 施行条例第五十条の四第二項ただし書の規定による許可

三 省令第十条の四第一項に規定する許可関係規定による許可、同条第四項に規定する工作物許可関係規定による許可及び施行条例第五十条の四第二項ただし書の規定による許可を受けた事項の範囲内において許可を受けた内容を変更しようとするときは、設計変更申請書（別記第五号様式）に省令第十条の四第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の通知書又は許可通知書（別記第三号様式）及び変更図書を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、施行条例第五十条の四第二項ただし書の規定による許可をするときは許可通知書により、前項の規定による承認をするときは設計変更承認通知書（別記第五号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(児童福祉施設等の指定)

第十三条の四 施行条例第四十条の二の規則で定める児童福祉施設等で避難困難者が入所する施設は、次の各号に掲げるものとする。

一 **児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する乳児院、児童養護施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成九年**

- 二 保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設に限る。）
- 三 老人福祉施設（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）
- 四 有料老人ホーム
- 五 障害者支援施設
- 六 福祉ホーム
- 七 障害福祉サービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設

第十九条から第二十二号まで 削除

法律第七十四号）附則第五条第二項の規定により児童養護施設とみなされたものに限る。）

知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び情緒障害児短期治療施設に限る。）

- 二 身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム及び身体障害者授産施設に限る。）
  - 三 保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設に限る。）
  - 四 知的障害者援護施設
  - 五 老人福祉施設（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）
  - 六 有料老人ホーム
- （新設）

第十九条 削除

第二十条 削除

（不適合建築物等の届出）

第二十一条 法第八十六条の七第一項から第三項までの規定による既存の建築物に対する制限の緩和、法第八十八条第二項において準用する法第八十六条の七第一項（法第四十八条第一項から第十三項まで及び法第五十一条に係る部分に限る。）の規定による既存の工作物に対する制限の緩和又は施行条例第五十一条第一項から第四項までの規定による既存の建築物に対する制限の緩和を受けようとするこれらの建築物及び工作物（以下この条において「建築物等」という。）の所有者、管理者及び占有者は、当該建築物等の、制限緩和に係る不適合建築物等台帳（別記第十五号様式）を提出しなければならない。

第二十二條 削除

(書類の閲覧)  
第二十三條 省令第十一條の四第一項に規定する書類(以下「書類」という。)の閲覧場所は、次の表の上覧に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる場所とする。

書類の区分	閲覧場所
建築計画概要書、築造計画概要書、処分等概要書及び全体計画概要書	県土整備部都市整備局建築指導課所属の建築主事の確認(法第六條の二第一項の規定により法第六條第一項の規定による確認とみなされるものを含む。以下この表において同じ。)に係るものにあつては県土整備部都市整備局建築指導課、土木事務所所属の建築主事の確認に係るものにあつては当該土木事務所
定期調査報告概要書、定期検査報告概要書(昇降機及び遊戯施設に係るものを除く)、指定道路図及び指定道路調査書	当該建築物、建築設備又は道路の存する区域を所管する土木事務所であつて建築主事が置かれるもの
定期検査報告概要書(昇降機及び遊戯施設に係るものに限る。)	県土整備部都市整備局建築指導課

2 書類の閲覧日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 書類の閲覧時間は、午前九時から午後五時までとする。

4 知事又は土木事務所長の長は、前二項の規定にかかわらず、書類の整理その他の理由により、閲覧させないことがある。この場合においては、あらかじめ

(書類の閲覧)  
第二十三條 省令第十一條の四第一項に規定する書類(以下「書類」という。)の閲覧場所は、次の表の上覧に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる場所とする。

書類の区分	閲覧場所
建築計画概要書、築造計画概要書、処分等概要書及び全体計画概要書	県土整備部都市整備局建築指導課所属の建築主事の確認(法第六條の二第一項の規定により法第六條第一項の規定による確認とみなされるものを含む。以下この表において同じ。)に係るものにあつては県土整備部都市整備局建築指導課、土木事務所所属の建築主事の確認に係るものにあつては当該土木事務所
定期調査報告概要書、定期検査報告概要書(昇降機及び遊戯施設に係るものを除く)、指定道路図及び指定道路調査書	当該建築物、建築設備又は道路の存する区域を所管する土木事務所であつて建築主事が置かれるもの
定期検査報告概要書(昇降機及び遊戯施設に係るものに限る。)	県土整備部都市整備局建築指導課

2 書類の閲覧日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 書類の閲覧時間は、午前九時から午後五時までとする。

4 知事又は土木事務所長の長は、前二項の規定にかかわらず、書類の整理その他の理由により、閲覧させないことがある。この場合においては、あらかじめ

- め、その旨を閲覧場所に掲示する。
- 5 書類を閲覧しようとする者は、書類閲覧申込票（別記第十五号様式）を提出して知事又は土木事務所長の承認を得なければならない。
  - 6 閲覧者は、書類を閲覧場所以外の場所に移動させてはならない。
  - 7 知事又は土木事務所の長は、前二項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者又は書類を汚損若しくはき損するおそれがあると認められる者に対しては、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

別表（第六条）

建築物の種類	図書の種類		明示すべき事項	
	縦断面図及び擁壁詳細図	構造計算書	縮尺、構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法、がけの高さ並びにがけの上下端から建築物までの水平距離	客席の用途に供する部分のいす席の配置及び使用形態の区分ごとの床面積（いす席を設ける部分を除く。）
がけ面及びがけに近接する建築物	縦断面図及び擁壁詳細図	構造計算書	縮尺、構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法、がけの高さ並びにがけの上下端から建築物までの水平距離	客席の用途に供する部分のいす席の配置及び使用形態の区分ごとの床面積（いす席を設ける部分を除く。）
興行場等の用途に供する建築物	平面図又は別紙		換気設備図 暖房又は冷房設備図 暖房又は冷房縮尺、気鐘（かん）機械及び配管の配置並びに寸法 気口及び外気取入口の位置並びに寸法 縮尺、機械室及びダクトの詳細、給排水並びに寸法 縮尺、機械設備並びに構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法 縮尺、責任分界点以降における変圧器、電灯、電動機及び電線並びにスイッチの配置及び寸法	客席の用途に供する部分の通路の幅員 建築物の屋外に通じる出入口及び興行場等の出入口並びに各階の客席部分よりの出入口の幅員
共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物	配置図 平面図又は別紙		建築物と敷地境界線までの距離並びに通路の位置及び幅員	客席の用途に供する部分の通路の幅員
施行条例第四十	紙 平面図又は別紙		当該用途に供する部分の床面積の合計 段差の高さ及び傾斜路のこう配	

- め、その旨を閲覧場所に掲示する。
- 5 書類を閲覧しようとする者は、書類閲覧申込票（別記第十五号様式）を提出して知事又は土木事務所長の承認を得なければならない。
  - 6 閲覧者は、書類を閲覧場所以外の場所に移動させてはならない。
  - 7 知事又は土木事務所の長は、前二項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者又は書類を汚損若しくはき損するおそれがあると認められる者に対しては、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

別表（第六条）

建築物の種類	図書の種類		明示すべき事項	
	縦断面図及び擁壁詳細図	構造計算書	縮尺、構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法、がけの高さ並びにがけの上下端から建築物までの水平距離	客席の用途に供する部分のいす席の配置及び使用形態の区分ごとの床面積（いす席を設ける部分を除く。）
がけ面及びがけに近接する建築物	縦断面図及び擁壁詳細図	構造計算書	縮尺、構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法、がけの高さ並びにがけの上下端から建築物までの水平距離	客席の用途に供する部分のいす席の配置及び使用形態の区分ごとの床面積（いす席を設ける部分を除く。）
興行場等の用途に供する建築物	平面図又は別紙		換気設備図 暖房又は冷房設備図 暖房又は冷房縮尺、気鐘（かん）機械及び配管の配置並びに寸法 気口及び外気取入口の位置並びに寸法 縮尺、機械室及びダクトの詳細、給排水並びに寸法 縮尺、機械設備並びに構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法 縮尺、責任分界点以降における変圧器、電灯、電動機及び電線並びにスイッチの配置及び寸法	客席の用途に供する部分の通路の幅員 建築物の屋外に通じる出入口及び興行場等の出入口並びに各階の客席部分よりの出入口の幅員
共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物	配置図 平面図又は別紙		建築物と敷地境界線までの距離並びに通路の位置及び幅員	客席の用途に供する部分の通路の幅員
施行条例第四十	紙 平面図又は別紙		当該用途に供する部分の床面積の合計 段差の高さ及び傾斜路のこう配	

<p>条の二に規定する児童福祉施設等</p>	<p>物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物</p>	<p>施行条例第五十一条の規定が適用される建築物</p>	<p>紙</p>	<p>建築物と敷地境界線までの距離及び前面空地の幅員 各階の売場面積及び店内通路幅</p>
<p>工場の用途に供する建築物</p>	<p>工場調書（別記第二号様</p>	<p>配置図 平面図又は別紙 紙 既存不適格調書 各階平面図 耐火構造等の構造詳細図 施行条例第五十一条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書 備考 一 「基準時」とは、法第三条第二項の規定により施行条例第二十五条、第二十六条第一項、第三十六条、第四十条の二又は第五十条の四第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きこれらの規定の適用を受けない期間の始期をいう。 二 施行条例第五十一条第一項の規定が適用される建築物については、これらの図書のうち「既存不適格調書」を添付すること。 三 施行条例第五十一条第三項の規定が適用される建築物については、これらの図書のうち「既存不適格調書」及び「各階平面図」を添付すること。</p>	<p>紙</p>	<p>建築物と敷地境界線までの距離及び前面空地の幅員 各階の売場面積及び店内通路幅</p>

<p>条の二に規定する児童福祉施設等</p>	<p>物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物</p>	<p>(新設)</p>	<p>紙</p>	<p>建築物と敷地境界線までの距離及び前面空地の幅員 各階の売場面積及び店内通路幅</p>
<p>工場の用途に供する建築物</p>	<p>工場調書（別記第二号様</p>	<p></p>	<p>紙</p>	<p></p>

危険物の貯蔵施設を有する建築物（工場の用途に供する建築物を除く。）	危険物調書 （別記第二号様式之二）	式）
法第十二条第一項の規定により定期報告を要する建築物	定期報告対象建築物調書 （別記第二号様式之三）	

危険物の貯蔵施設を有する建築物（工場の用途に供する建築物を除く。）	危険物調書 （別記第二号様式之二）	式）
法第十二条第一項の規定により定期報告を要する建築物	定期報告対象建築物調書 （別記第二号様式之三）	

(新)

(削る。)

(旧)

第十五号様式 (第二十一条)

不 適 合 建 築 物 等 台 帳  
(表面)

市町村名・番号		市・町・村第 号		地 域 ・ 地 区		調 整 年 月 日	
建 築 物 ・ 工 作 物	所 在 地					年 月 日	
	名 称			不 適 合 条 項	第 条第 項( )	決 裁 欄	
	所 有 者 住 所			現在地に建築すること のできなくなつた日	年 月 日		
	管 理 者 ・ 占 有 者 住 所			設 置 年 月 日	年 月 日		
不 適 合 の 分 類 (別表第二等の分類)							
基 準 時 の 状 況	事 業	用 途			原 料		
		不 適 合 部 分 の 面 積	m <sup>2</sup>		原 動 機 の 総 出 力 数	KW	製 造 品 名
		不 適 合 の 事 由 が 原 動 機 の 出 力 又 は 機 械 の と き	原 動 機 の 出 力	KW	機 械 名 及 び 台 数		
		危 険 物 品 名 及 び 数 量	貯 蔵			処 理	
		そ の 他 の 概 要					
	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	建 ぺ い 率	%	容 積 率	%	高 さ 等





(削る。)

(新)

第十五号様式 (第二十一条)

(旧)

		・													
		・													
		・													
		・													
		・													
		・													
		・													
		・													
		・													
		・													
		・													
		・													
		・													
		・													
許 容 限 度	建築面積	延べ面積の合計 (築造面積の合計)		不適合部分の面積	原動機の出力量	機械の台数	危険物品の貯蔵量								

(新)

(削る。)

(旧)

第十五号様式 (第二十一条)

現場 調 査	年 月 日	調査者印	摘	
	年 月 日			
	年 月 日		要	
	年 月 日			

注

- 1 この台帳は、法第3条第2項の規定により、法、政令及び条例の規定に適合しなくなつたときを基準として（「基準時」という。）作成してください。
- 2 危険物品については、建築基準法施行令第116条第1項の表に掲げるものについてその名称及び数量を記載してください。
- 3 書ききれない場合は別紙により記載し裏面にはり付けてください。
- 4 裏面に付近見取図、配置図、平面図その他不適合の状況を示す図面を記入し、又ははり付けてください。

(削る。)

(新)

第十五号様式 (第二十一条)

(旧)

(裏面)

(記載上の注意) 付近見取図、配置図 (方位及び土地測量実測図を含む。)、平面図その他不適合の状況を記入してください。

The drawing area is a large rectangle defined by a red border. It is divided into two horizontal sections by two parallel dashed lines. The top section is larger than the bottom section. The bottom section is currently empty, intended for the user to draw the site plan and other required diagrams.

書類閲覧申込票			
年 月 日			
建築基準法第93条の2の規定により、書類の閲覧を申し込みます。			
閲覧者	氏名	㊦	
	住所	職業	
閲覧の目的			
(具体的に記入) (してください。)			
閲覧する工事 し建築物・ 土木物道 と・路	所在地		
	建築主		
備考			
建築基準法第93条の2の規定により、書類の閲覧を承認してよろしいか伺います。			
決裁欄	閲覧年月日	年 月 日	

注 1 個人が申し込む場合は、申込者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

2 備考欄には承認を得た後、閲覧した書類の確認又は受付の番号及び年月日等を記入してください。

書類閲覧申込票			
年 月 日			
建築基準法第93条の2の規定により、書類の閲覧を申し込みます。			
閲覧者	氏名	㊦	
	住所	職業	
閲覧の目的			
(具体的に記入) (してください。)			
閲覧する工事 し建築物・ 土木物道 と・路	所在地		
	建築主		
備考			
建築基準法第93条の2の規定により、書類の閲覧を承認してよろしいか伺います。			
決裁欄	閲覧年月日	年 月 日	

注 1 個人が申し込む場合は、申込者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

2 備考欄には承認を得た後、閲覧した書類の確認又は受付の番号及び年月日等を記入してください。